

平成27年9月7日

各位

会社名 株式会社レッド・プラネット・ジャパン  
代表者名 代表取締役社長 小野間 史敏  
(JASDAQコード: 3350)  
問合せ先 経営企画室 王生 貴久  
電話 (050-5835-0966)

**(開示事項の変更) 第三者割当による新株式及び第6回新株予約権の発行に関するお知らせ**

当社は、平成27年9月1日付の取締役会決議において決議いたしました、株式会社アジェット(証券コード: 7853、以下「アジェット社」といいます。)との間の「資本業務提携(以下「本提携」といいます。)並びに新株発行等に関する資金使途及び支出予定時期の変更」及び同日付で併せて開示した「第三者割当による新株式、第6回新株予約権の発行及び主要株主の異動に関するお知らせ」に関し、関東財務局長へ平成27年9月1日に提出した有価証券届出書を本日取り下げいたしました(有価証券届出書の取下げに関する説明については、本日別途開示している「第三者割当による新株式及び新株予約権の発行に関する有価証券届出書の取下げ及び再提出に関するお知らせ」をご参照下さい。)

上記状況を踏まえ、当社は本日開催の取締役会において、(i)平成27年9月1日開催の当社取締役会において決議して締結した資本業務提携については合意解約し、(ii)平成27年9月1日付で提出した有価証券届出書にもとづいて発行を予定していた第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を取り下げるとともに、(iii)資本業務提携については日付を変更して再度締結し、(iv)取り下げた新株式及び新株予約権の発行について効力の発生日等を変更して新たに第三者割当による新株式及び新株予約権の発行をすること、これに伴い本日付で有価証券届出書を再提出することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。なお、本第三者割当は、日程の変更を除いて9月1日付開示資料に記載した第三者割当の内容から変更はありませんが、このことに伴い本第三者割当において下記のとおり変更が発生いたしましたのでお知らせいたします。

以上のとおり、本資料の内容は、9月1日付開示の「第三者割当による新株式、第6回新株予約権の発行及び主要株主の異動に関するお知らせ」の記載内容と同内容の部分が存在することから、下記の記載では、9月1日付同開示資料に記載の内容から変更のあった箇所のみ抽出し、変更箇所について変更前と変更後の当該箇所について下線を引くこととしております。

記

1. 募集の概要

(変更前)

(1) 本新株式発行の概要

|          |            |
|----------|------------|
| (1) 払込期日 | 平成27年9月17日 |
|----------|------------|

|                         |   |
|-------------------------|---|
| (2) 発行新株式数              | 当社普通株式 18,315,400 株   |
| (3) 発行価額                | 1株につき 41 円  |
| (4) 資金調達額               | 750,931,400 円<br>上記金額のうち 450,930,300 円については金銭以外の現物出資による第三者割当の方法によります。現物出資の目的となる財産は、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）第二部に上場しているアジェット社の普通株式 11,562,300 株であります。これを両社の平成 27 年 8 月 31 日時点での終値によって算出した比率にて交換するものです。<br>(差引手取概算額：295,001,100 円)  |
| (5) 募集又は割当方法<br>(割当予定先) | ① 加賀美 郷 10,998,300 株<br>②Oak キャピタル株式会社 7,317,100 株  |
| (6) その他                 | ①上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生すること及び平成 27 年 9 月 1 日開催予定のアジェット社の取締役会において、下記（注 1）に記載の議案（以下、「対象議案」といいます。）を議案とする臨時株主総会の開催について決議し開示していることを条件とします。（アジェット社による本日付「資本業務提携、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行、定款一部変更、並びにその他の関係会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」をご参照ください）。<br>②Oak キャピタル株式会社（以下、「Oak キャピタル社」といいます。）との間の総数引受契約においてファースト・リフューザル条項（下記（注 2）をご参照ください。）が規定される予定です。 |

(注 1) 対象議案の内容

- ① アジェット社の取締役として Simon Gerovich（サイモン・ゲロヴィッチ）氏、Katrina Bignasca（カトリーナ・ビニヤスカ）氏、Sam Gerovich（サム・ゲロヴィッチ）氏及び Timothy Hansing（ティモシー・ハンシング）氏の 4 名を選任する旨の議案
- ② アジェット社の監査役として Mark Reinecke（マーク・ライネック）氏及び多久島逸平氏の 2 名を選任する旨の議案
- ③ アジェット社の発行可能株式総数を 224,498,400 株に変更する定款一部変更に係る議案
- ④ 当社との提携業務の実施のための資金調達を目的とする第三者割当の方法による新株式及び新株予約権の発行をする旨の議案

(注 2) ファースト・リフューザル条項

当社は、本新株式の申込期日である平成 27 年 9 月 17 日までに Oak キャピタル社との間で総数引受契約を締結することを予定しております。当該総数引受契約においては、本新株式の発行期日から 2 年間、当社が株式、又は新株予約権又は新株予約権付社債（但し、当社又は子会社の役員及び従業員に対するインセンティブを付与する目的のもの等を除きます。）による資金調達を行う場合には、Oak キャピタル社において、所定の手続に従い、その引受の優先権を有すると定められる予定です。なお、Oak キャピタル社が保有する本新株式の残高が Oak キャピタル社に割り当てた本新株式の総数の 10% 未満となった時点で、かかる優先権は消滅するものとされる予定です。

(変更後)

(1) 本新株式発行の概要

|                         |   |
|-------------------------|---|
| (1) 払込期間                | 平成 27 年 9 月 24 日から同月 28 日   |
| (2) 発行新株式数              | 当社普通株式 18,315,400 株   |
| (3) 発行価額                | 1 株につき 41 円   |
| (4) 資金調達額               | 750,931,400 円<br>上記金額のうち 450,930,300 円については金銭以外の現物出資による第三者割当の方法によります。現物出資の目的となる財産は、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）第二部に上場しているアジェット社の普通株式 11,562,300 株であります。これを両社の平成 27 年 8 月 31 日時点での終値によって算出した比率にて交換するものです。<br>(差引手取概算額：295,001,100 円)  |
| (5) 募集又は割当方法<br>(割当予定先) | ① 加賀美 郷 10,998,300 株<br>② Oak キャピタル株式会社 7,317,100 株   |
| (6) その他                 | ① 上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生すること及び平成 27 年 9 月 7 日開催予定のアジェット社の取締役会において、下記（注 1）に記載の議案（以下、「対象議案」といいます。）を議案とする臨時株主総会の開催について決議し開示していることを条件とします。（アジェット社による本日付「資本業務提携、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行、定款一部変更、並びにその他の関係会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」をご参照ください）。<br>② Oak キャピタル株式会社（以下、「Oak キャピタル社」といいます。）との間の総数引受契約においてファースト・リフューザル条項（下記（注 2）をご参照ください。）が規定される予定です。 |

(注 1) 対象議案の内容

- ① アジェット社の取締役として Simon Gerovich（サイモン・ゲロヴィッチ）氏、Katrina Bignasca（カトリーナ・ビニヤスカ）氏、Sam Gerovich（サム・ゲロヴィッチ）氏及び Timothy Hansing（ティモシー・ハンシング）氏の 4 名を選任する旨の議案
- ② アジェット社の監査役として Mark Reinecke（マーク・ライネック）氏及び多久島逸平氏の 2 名を選任する旨の議案
- ③ アジェット社の発行可能株式総数を 224,498,400 株に変更する定款一部変更に係る議案
- ④ 当社との提携業務の実施のための資金調達を目的とする第三者割当の方法による新株式及び新株予約権の発行をする旨の議案

(注 2) ファースト・リフューザル条項

当社は、本新株式の申込期日である平成 27 年 9 月 24 日までに Oak キャピタル社との間で総数引受契約を締結することを予定しております。当該総数引受契約においては、本新株式の発行期日から 2 年間、当社が株式、又は新株予約権又は新株予約権付社債（但し、当社又は子会社の役員及び従業員に対するインセンティブを付与する目的のもの等を除きます。）による資金調達を行う場合には、Oak キャピタル社において、所定の手続に従い、その引受の優先権を有すると定められる予定です。なお、Oak

キャピタル社が保有する本新株式の残高が Oak キャピタル社に割り当てた本新株式の総数の 10%未満となった時点で、かかる優先権は消滅するものとされる予定です。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

##### ①本新株式

(変更前)

—前略—

※1. 現金による取得費用の総額は 300,000,000 円であり、これに第2回ライツ・オフアリングにおいて当初「東京都台東区浅草に開業する予定のホテルに係る建物及びその敷地の取得費用の一部並びに当該ホテルに関する一般管理費等」を使途として割当てられていた資金 850 百万円のうち未使用の 400 百万円を資金使途変更し、そのうち 5,000,000 円をアジェット社株式の取得に割り当てることとなっております。当社とアジェット社は、当社による本日開示「資本業務提携並びに新株発行等に関する資金使途及び支出予定時期の変更のお知らせ」のとおり、フード事業における新ブランドの導入・展開に関し、資本業務提携契約を締結することといたしました。当社はアジェット社の株式を 31.3%保有する筆頭株主になり、アジェット社は当社の持分法適用関連会社となります。

(変更後)

—前略—

※1. 現金による取得費用の総額は 300,000,000 円であり、これに第2回ライツ・オフアリングにおいて当初「東京都台東区浅草に開業する予定のホテルに係る建物及びその敷地の取得費用の一部並びに当該ホテルに関する一般管理費等」を使途として割当てられていた資金 850 百万円のうち未使用の 400 百万円を資金使途変更し、そのうち 5,000,000 円をアジェット社株式の取得に割り当てることとなっております。当社とアジェット社は、当社による本日付開示の「(開示事項の変更) 資本業務提携のお知らせ」のとおり、フード事業における新ブランドの導入・展開に関し、資本業務提携契約を締結することといたしました。当社はアジェット社の株式を 31.3%保有する筆頭株主になり、アジェット社は当社の持分法適用関連会社となります。

### 5. 発行条件等の合理性

#### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

(変更前)

##### ①本新株式

本新株式の払込金額は、直近の当社株式の株価が当社の実態を適正に表しているものと考えられることから、割当予定先との協議の結果、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日の終値 (41 円) と同額としました。

なお、本新株式の払込金額の当該直前取引日までの1ヶ月間の終値平均 45.71 円に対するディスカウント率は 10.3%、当該直前取引日までの3ヶ月間の終値平均 48.76 円に対するディスカウント率は 15.93%、当該直前取引日までの6ヶ月間の終値平均 48.88 円に対するディスカウント率は 16.12%となっております。

また、本新株式の払込金額の決定に際しては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)を参考にしており、当社取締役会は、当該指針に照らして、その払込金額は、特に有利な発行価額には該当しないものであると判断いたしました。

なお、当社監査役全員も、当社取締役会において、本新株式の発行価額の算定方法は、市場慣行に従った一般的な方法であり、算定根拠は、現時点の当社株式の市場価格を反映していると思われる平成27年3月期第3四半期決算発表後に形成された株価を基準に、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日の終値としており、また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)にも準拠していることから、特に有利な発行価額には該当せず適法である旨の意見を述べております。

また、加賀美郷氏(以下、「加賀美氏」といいます。)が保有するアジェット社株式11,562,300株を当社に対し現物出資し、その対価として、当社が加賀美氏に対し、当社株式10,998,300株を交付することによりアジェット社株式を取得いたします。これは本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日の両社の終値をもとに算定した交換比率である1:1.051(41円:39円)をもとに算出したものであり、金銭払い込みである場合と同様に、現物出資財産が上場株式である場合、前日の終値をその価値として発行株式数を算定することは妥当且つ相当であると判断しており監査役全員においてもその旨確認されております。

(変更後)

#### ①本新株式

本新株式の払込金額は、直近の当社株式の株価が当社の実態を適正に表しているものと考えられることから、割当予定先との協議の結果、本新株式の発行条件は、有価証券届出書の取下げ及び再提出を行ったものの、実質的には9月1日付第三者割当の発行条件と同様であり、また9月1日付第三者割当の内容は9月1日時点で既に公表されていたことから、9月1日付第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日である平成27年8月31日の終値(41円)と同額としました。

なお、本新株式の払込金額の上記9月1日付第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日(平成27年8月31日)までの1ヶ月間の終値平均45.71円に対するディスカウント率は10.3%、平成27年8月31日までの3ヶ月間の終値平均48.76円に対するディスカウント率は15.93%、平成27年8月31日までの6ヶ月間の終値平均48.88円に対するディスカウント率は16.12%となっております。

また、本新株式の払込金額の決定に際しては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)を参考にしており、当社取締役会は、当該指針に照らして、その払込金額は、特に有利な発行価額には該当しないものであると判断いたしました。

なお、当社監査役全員も、当社取締役会において、本新株式の発行価額の算定方法は、市場慣行に従った一般的な方法であり、算定根拠は、現時点の当社株式の市場価格を反映していると思われる平成27年3月期第3四半期決算発表後に形成された株価を基準に、平成27年8月31日の終値としており、また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)にも準拠していることから、特に有利な発行価額には該当せず適法である旨の意見を述べております。

また、加賀美郷氏(以下、「加賀美氏」といいます。)が保有するアジェット社株式11,562,300株を当社に対し現物出資し、その対価として、当社が加賀美氏に対し、当社株式10,998,300株を交付することによりアジェット社株式を取得いたします。これは平成27年8月31日の両社の終値をもとに算定した交換比率である1:1.051(41円:39円)をもとに算出したものであり、金銭払い込みである場合と同様に、現物出資財産が上場株式である場合、前日の終値をその価値として発行株式数を算定

することは妥当且つ相当であると判断しており監査役全員においてもその旨確認されております。

## ②本新株予約権

(変更前)

当該算定機関は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議日の直前取引日における当社普通株式の株価 41 円/株、当社普通株式の価格の変動率（ボラティリティ）85.8%（3か月/年）、64.6%（6か月/年）、73.4%（1年）、84.1%（2年）、満期までの期間2年、配当利率0%、安全資産利子率 0.01%、発行会社の行動、割当予定先の行動を考慮して、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の評価を実施しました。

(中略)

また、本新株予約権の行使価額は、割当予定先との協議の結果、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前取引日の終値（41 円）と同額といたしました。

(変更後)

当該算定機関は、本新株予約権の諸条件、9月1日付第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日（平成27年8月31日）における当社普通株式の株価 41 円/株、当社普通株式の価格の変動率（ボラティリティ）85.8%（3か月/年）、64.6%（6か月/年）、73.4%（1年）、84.1%（2年）、満期までの期間2年、配当利率0%、安全資産利子率 0.01%、発行会社の行動、割当予定先の行動を考慮して、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の評価を実施しました。

当社は、本新株予約権の発行条件が、有価証券届出書の取下げ及び再提出を行ったものの、実質的には9月1日第三者割当の発行条件と同様であり、また9月1日付第三者割当の内容は9月1日付プレスリリースにおいて既に公表されていたことから、9月1日付新株予約権の算定結果評価額 44 円を参考にいたしました。

(中略)

また、本新株予約権の行使価額は、割当予定先との協議の結果、9月1日付第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日（平成27年8月31日）の終値（41 円）と同額といたしました。本新株予約権の行使価額は、有価証券届出書の取下げ及び再提出を行ったものの、実質的には9月1日付第三者割当の発行条件と同様であり、また9月1日付第三者割当の内容は9月1日付プレスリリースにおいて既に公表されていたことから、9月1日付新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前取引日の終値 41 円といたしました。

## 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

### (1) 本新株式割当後の大株主の状況

(変更前)

本第三者割当による資金調達希薄化率が 53.17%（議決権の総数に対する割合 53.18%）となり、25%以上であることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条「第三者割当に係る

遵守事項」により、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は当該割当に係る株主総会決議等による意思確認のいずれかの手続きをとることとなっています。

そこで、当社は、本第三者割当に関する決議を行った平成27年9月1日開催の当社取締役会に先立ち、当社の社外取締役（清田卓夫）及び社外監査役（高桑昌也、品川広志）から、本第三者割当の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、本第三者割当に関する事項（本新株式及び本新株予約権発行の目的及び理由、資金調達額、用途及び支出予定時期、発行条件、割当予定先の選定理由、増資後の株主構成及び特株比率、今後の業績への影響の見通し等）について可能な限り詳細な説明を行いました。

—中略—

また、本新株式の発行価額及び本新株予約権の行使価額（41円）は、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日の終値と同額であり、1ヶ月終値平均、3ヶ月終値平均及び6ヶ月終値平均における株価に比してディスカウントを有するものであるが、本新株予約権の発行価額は外部算定機関により算出された本新株予約権の評価額を踏まえて決定されている。以上から、本第三者割当を行う相当性が認められる。」と判断する旨の意見を得ております。

(変更後)

本第三者割当による資金調達は希薄化率が53.17%（議決権の総数に対する割合53.18%）となり、25%以上であることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条「第三者割当に係る遵守事項」により、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は当該割当に係る株主総会決議等による意思確認のいずれかの手続きをとることとなっています。

そこで、当社は、本第三者割当に関する決議を行った平成27年9月7日開催の当社取締役会に先立ち、当社の社外取締役（清田卓夫）及び社外監査役（高桑昌也、品川広志）から、本第三者割当の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、本第三者割当に関する事項（本新株式及び本新株予約権発行の目的及び理由、資金調達額、用途及び支出予定時期、発行条件、割当予定先の選定理由、増資後の株主構成及び特株比率、今後の業績への影響の見通し等）について可能な限り詳細な説明を行いました。

—中略—

また、本新株式の発行価額及び本新株予約権の行使価額（41円）は、有価証券届出書の取下げ及び再提出を行ったものの、実質的には9月1日付第三者割当の発行条件と同様であり、また9月1日付第三者割当の内容は9月1日時点で既に公表されていたことから、9月1日付第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日である平成27年8月31日の終値と同額であり、1ヶ月終値平均、3ヶ月終値平均及び6ヶ月終値平均における株価に比してディスカウントを有するものであるが、本新株予約権の発行価額は外部算定機関により算出された本新株予約権の評価額を踏まえて決定されている。以上から、本第三者割当を行う相当性が認められる。」と判断する旨の意見を得ております。

(別紙1)

第三者割当による募集株式の発行要項

(変更前)

5. 申込期日 平成27年9月17日  
6. 払込期日 平成27年9月17日

—中略—

9. その他

①上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生及び平成27年9月1日開催予定のアジェット社の取締役会において、下記(注)に記載の議案(以下、「対象議案」という。)を議案とする臨時株主総会の開催について決議し開示していることを条件とする。

②その他第三者割当による株式の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

(注) 対象議案の内容

(i)アジェット社の取締役として Simon Gerovich (サイモン・ゲロヴィッチ)氏、Katrina Bignasca (カトリーナ・ビニャスカ)氏、Sam Gerovich (サム・ゲロヴィッチ)氏及び Timothy Hansing (ティモシー・ハンシング)氏の4名を選任する旨の議案、(ii)アジェット社の監査役として Mark Reinecke (マーク・ライネック)氏及び多久島逸平氏の2名を選任する旨の議案、(iii)アジェット社の発行可能株式総数を224,498,400株に変更する定款一部変更に係る議案。(iv)当社との提携業務の実施のための資金調達を目的とする第三者割当の方法による新株式及び新株予約権の発行をする旨の議案

(変更後)

5. 申込期日 平成27年9月24日  
6. 払込期間 平成27年9月24日から同月28日

—中略—

9. その他

①上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生及び平成27年9月7日開催予定のアジェット社の取締役会において、下記(注)に記載の議案(以下、「対象議案」という。)を議案とする臨時株主総会の開催について決議し開示していることを条件とする。

②その他第三者割当による株式の発行に関し



必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

(注) 対象議案の内容

(i)アジェット社の取締役として Simon Gerovich (サイモン・ゲロヴィッチ)氏、Katrina Bignasca (カトリーナ・ビニャスカ) 氏、Sam Gerovich (サム・ゲロヴィッチ)氏及び Timothy Hansing (ティモシー・ハンシング) 氏の4名を選任する旨の議案、(ii)アジェット社の監査役として Mark Reinecke (マーク・ライネック)氏及び多久島逸平氏の2名を選任する旨の議案、(iii)アジェット社の発行可能株式総数を224,498,400株に変更する定款一部変更に係る議案。(iv)当社との提携業務の実施のための資金調達を目的とする第三者割当の方法による新株式及び新株予約権の発行をする旨の議案

(別紙2)

株式会社レッド・プラネット・ジャパン

第6回新株予約権発行要項

(変更前)

—前略—

3. 申込期日 平成27年9月 17日

4. 割当日及び払込期日 平成27年9月 17日

—中略—

#### 11. 本新株予約権の行使期間

平成27年9月 17日 (本新株予約権の払込み完了以降) から平成29年9月 15日までとする。但し、第13項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

—中略—

#### 21. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生及び平成27年9月 1日開催予定

の株式会社アジェット（以下、「アジェット社」という。）の取締役会において、下記（注）に記載の議案（以下、「対象議案」という。）を議案とする臨時株主総会の開催について決議し開示していることを条件とする。

（変更後）

—前略—

3. 申込期日 平成27年9月24日  
4. 割当日及び払込期日 平成27年9月24日

—中略—

11. 本新株予約権の行使期間

平成27年9月24日（本新株予約権の払込み完了以降）から平成29年9月25日までとする。但し、第13項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

—中略—

21. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。  
(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生及び平成27年9月7日開催予定の株式会社アジェット（以下、「アジェット社」という。）の取締役会において、下記（注）に記載の議案（以下、「対象議案」という。）を議案とする臨時株主総会の開催について決議し開示していることを条件とする。

以 上